

令和3年分

「定期報告書」の提出をお願いします！

家畜伝染病予防法第12条の4の規定に基づき、家畜の所有者(管理者)は、毎年2月1日時点の飼養状況について、都道府県知事(家畜保健衛生所)に報告することが義務付けられています。

☆報告の対象者 … 次の家畜の飼養者(所有者又は管理者)

牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、馬、豚(ミニ豚、イノブタを含む。)、いのしし、鶏(ウコッケイ、チャボを含む。)、うずら、アヒル(アイガモ)、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

※ 対象家畜の1頭(羽)以上の所有(飼養)者に、報告の義務があります。
(学校、保育園、公園等、愛玩や庭先飼育も含みます。)

☆報告事項 (次項参照)

- ①家畜の所有者及び管理者の氏名又は名称及び住所
- ②農場(飼養場所)の名称及び住所
- ③令和3年2月1日時点の家畜の種類及び頭羽数 など

☆提出期限について

令和3年4月15日 (鶏等は6月15日) となっておりますが、

令和3年3月31日までの提出にご協力ください。

(忘れずに！早めの提出をお願いします。)

※ 郵送等にて家畜保健衛生所に提出をお願いします。

ご不明な点がありましたらお気軽にお問い合わせください。

☆報告書の

提出(郵送)先
及び 問合せ先

〒509-7203

恵那市長島町正家後田1067-71

恵那総合庁舎

岐阜県 東濃家畜保健衛生所 あて

電話 0573-26-1111 (内線:395)

※来所される場合は、平日午前8時半から午後5時15分の間をお願いします。



「定期報告書」 提出書類について

【配布用紙】

- ① 「定期報告書」: 1. 基本情報(様式が変わりました)
- ② 2. 飼養衛生管理基準の遵守状況
(様式が変わりました)
 - ② -(1) 牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊の場合
 - ② -(2) 豚及びいのししの場合
 - ② -(3) 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥
及び七面鳥の場合
 - ② -(4) 馬の場合
- ③ 添付書類: 1農場の平面図
- ④ 添付書類: 2~10

☆ ①及び②については、必ず提出してください。

☆ ②については、飼養している家畜の種類用の用紙について、提出してください。

☆ ④-8 農場ごとに作成する飼養衛生管理マニュアルについては、猶予期間がありますが、マニュアル作成済の農場は提出してください。

※ 小規模所有者については、①のみ提出してください。

小規模所有者(牛、水牛及び馬にあつては1頭、鹿、めん羊、山羊、いのししにあつては6頭未満、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあつては100羽未満、だちょうにあつては10羽未満)